

2026年3月17日（火）意見陳述（朗読済・送信）

■とよはし「子ども」スマイル会議は、豊橋の子ども権利条例制定を願う市民団体です。2013年、初代代表の佐々木から、佐藤、小杉、江坂のもとで活動を続け、今回の陳情に、スマイル会議全員の声をまとめましたので、陳述の機会に感謝して、事務局の渡辺が補足説明させていただきます。

■世界の子どもの権利条約が日本で批准されて30年後の2023年、こども基本法が施行されました。この機に併せ、私たちはスマイル会議子ども条例案の、5度目の検討を行いました。そして市議会の全会派の皆さまにご意見を伺い、2024年9月、「豊橋市の子ども条例」制定への準備に関する請願を提出し、趣旨採択を頂きました。

■私たちは「子どもの権利条約の4つの原則」について、佛教大学の長瀬正子先生に学び、次のようにまとめました。「すべての子どもの命と育ちがまもられ、その命と育ちに差をつくらず、子どもの意見を取り入れながら、子どもにとって最もよいことを考えていく」。そして、このことを常に大切に、活動を続けて参りました。

■スマイル会議の子ども条例第5案について全国の皆さんの意見を聞くため、「子どもの権利条約フォーラム2023inとよた」に参加し、分科会を担当しました。その際、「子どもが主体になっていない。」「子どもに伝わる文章でない。」との指摘を受け、私たちは、「子どものために」から「子どもとともに」への意識転換を行いました。それにより、子どもアドボカシーの本を読み合うなど、学びを深めることができました。昨年、「子どもの権利かるた」を使って、多世代交流を企画したところ、4歳から90歳のだれもが、かるたの札を手に、感じたままの素直な気持ちを言葉に出し、うなずきながら聞いてもらう体験をしました。地域の高齢の皆さんは、「自らの子ども時代」を振り返り、子どもの権利に出会う時間となりました。「問題は子どもと一緒に解決しよう」という、かるたにあった言葉そのものを、実感する、あたたかな時間となりました。

「大人は子どもであった経験があるが、子どもは大人になったことはない」と言われます。しかも、多くの大人は、子どもの権利について学んだことはありません。それだからこそ、「子どもの権利条約」を手に、大人も子どもの頃を思い出し、「子どもの権利」についてお互いに話す時間が生まれることを期待します。

■今年1月、第6回東海地区「子ども条例」ネットワーク交流会に参加して、岐阜県本巣市の子ども権利条例制定のプロセスを学びました。本巣市では、全ての子どもの参加を基本とし、子どもたちは、聴いてもらえるという環境の中で、尊重されていることを感じ、安心の中で発せられた想いが、本巣市の子ども権利条例につながっていきました。

■豊橋市では子ども計画策定の際、子どもの声を聴くことに真摯に取り組まれてきました。条例制定では後発の自治体である豊橋市の独自の取り組みが注目されています。先日の予算委員会において、「当事者である子どもの声を聴くこと、連携を図ること、年齢発達に応じた意見が尊重されること、こどもを取り巻くすべての大人等の理解が進むことを期待する」とご答弁されたことを聞き、喜びでいっぱいです。

■7年前に国連・児童の権利委員会から指摘された「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」を誠実かつ積極的に参考にして、今を生きる子どもたちの「いのち」や「権利」に関わる、さまざまな立場の大人が、子どもを真ん中に、子どもの心の動きを尊重し、対話を続けていくことで、子ども参加の環境整備が進むことを願って、私たちの陳述を終わります。（感謝）